

神奈川県と神奈川大学との連携と協力に関する協定書

神奈川県（以下「甲」という。）と神奈川大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が緊密な連携と協力により、地域の課題に適切に対応し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 国際化の推進に関すること
- (2) 未病改善に関すること
- (3) まちづくり及び地域社会の活性化に関すること
- (4) 人材の育成に関すること
- (5) 産業の振興に関すること
- (6) 教育・研究・文化の振興に関すること
- (7) その他前条の目的を達成するために必要なこと

（連携推進会議）

第3条 前条の連携事項を円滑に推進するため、連携推進会議を設置する。

2 連携推進会議の構成及び運営に関する事項は、甲及び乙が協議の上、別に定める。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から2022年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲及び乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めるもののほか、個別の連携事業に係る事項その他必要な事項は、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

2019年1月31日

甲 横浜市中区日本大通1番地
神奈川県知事

乙 横浜市神奈川区六角橋3-27-1
神奈川大学長



